

# 第5章

## 推進体制等

---

1 全庁的な推進体制	52
2 国・県・関係団体等との連携	52
3 実施期間	52
4 進行管理と見直し	52

## 第5章 推進体制等

### 1 全庁的な推進体制

本市では、これまで同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者などの個別課題を解決するために、それぞれの課題ごとに施策を講じてきました。しかしながら、現在の人権問題の中には各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では十分とはいえない課題も多く、その解決には市の様々な部署が協力して、実効性のある施策を実施していかなければなりません。

そのため、関係部局がそれぞれの役割分担の明確化と緊密な連携を図り、全庁的な体制で総合かつ計画的に推進します。

### 2 国・県・関係団体等との連携

#### (1) 国や県等行政機関との連携

この基本指針の取組みの実効性をあげるために、国や県等の各関係行政機関と連携を図りながら、効果的な教育・啓発事業を推進します。

#### (2) 市民や関係団体等との連携

人権教育・啓発活動が広範な取組みとして展開できるよう、校区人権啓発推進協議会や久留米市校区人権協連合会、中学校区人権のまちづくり推進協議会をはじめ、事業者、関係団体等との密接な連携を図ります。

また、本基本指針の趣旨を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本基本指針の趣旨が広く市民に浸透するよう様々な機会・場を捉えてその周知を図ります。

### 3 実施期間

この基本指針に基づいて実施する期間は、2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）までの10年間とします。

### 4 進行管理と見直し

この基本指針に基づく計画の実施状況を年度ごとに把握し、以後の計画の推進に反映します。期間中の社会情勢等の変化については、これを適切に反映しながら施策を推進するほか、必要に応じて市民の意見を聞きながら見直しを行います。